

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年12月17日)

〔件　名〕

- 1 「第6期中海湖沼水質保全計画（素案）」に関するパブリックコメントの実施結果について
(水・大気環境課) . . . 1
- 2 産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る追加調査等について
(循環型社会推進課) . . . 2
- 3 世界ジオパークネットワークからの山陰海岸ジオパーク再認定通知について
(緑豊かな自然課) . . . 4
- 4 関西広域連合「関西観光・文化振興計画」の見直しについて
(緑豊かな自然課) . . . 6
- 5 鳥取市における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への対応結果について
(緑豊かな自然課) . . . 7
- 6 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について
(砂丘事務所) . . . 8
- 7 鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について
(くらしの安心推進課) . . . 9
- 8 年末相談窓口の開設について
(住まいまちづくり課) . . . 別冊

生 活 環 境 部

「第6期 中海湖沼水質保全計画（素案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

平成26年12月17日
水・大気環境課

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づく、第6期（平成26～30年度）中海湖沼水質保全計画の策定にあたり、素案に対するパブリックコメント、周辺市において住民説明会等を開催し、意見聴取したので、概要を報告する。

1 意見の募集期間

平成26年10月24日から11月25日まで（33日間）

2 応募のあった意見概要

（1）意見の件数など

意見件数：73件（27名）

回答方法：郵送等23件（9名）、説明会等50件（18名）

（2）主な意見と対応方針

区分	主な意見	対応方針
湖内対策	・米子湾の水質が悪いのは周知の事実なので、浚渫等の思い切った対策を講じるべき	・米子湾での流動やヘドロ等の調査結果の評価を行い、水質浄化技術の調査及び試験を行ながら、より効果的な対策を検討する。
環境教育	・環境教育プログラム等の充実をして、観光客や住民等へ広げるべき	・五感による湖沼環境調査モニターの拡大や、環境教育の充実を図る。
	・ラムサール条約登録湿地の機運醸成、活動の活発化をすべき	・27年度の条約登録10周年を契機に、各種イベント等とも連携して、意識醸成を図る。
流域対策	・堤防の除草した草を早く始末すべき ・大雨等で中海に流入し、ヘドロの原因となる	・各河川管理者に伝える。
生活排水	・下水道未整備地域の対策、生活排水対策を徹底すべき	・市において下水整備計画等に基づき、整備促進が図れるよう協力して取組む。
	・浄化槽処理施設の市町村整備事業化など、単独処理から合併処理へ切り替えすべき	・中海周辺のほとんどが下水道整備計画区域で、米子・境港市は下水道管渠の早期整備を促進しており、市町村整備事業化は難しいと考える。
調査研究	・負荷は減少しているが、近年、水質改善していない。むしろ悪化している。原因の調査をすべき	・モニタリングの強化等も検討しながら、科学的データを蓄積し、引き続き、汚濁システムの解明や水質改善に向けて議論をしていく。
	・湧水がかなりあるので、うまく活用すべき	・湧水地点を重点的に海藻刈りするなど、生物保全につながるよう努める。湧水調査では、万原などのアサリ生息域となっている湧水水域に対し、夏季の海藻回収を実施することがアサリ生息水域の保護、保全に効果的との知見を得ている。
開削	・堤防開削することも視野に通水試験等を行うべき	・通水試験の実施には、交通や堤防強度への影響など課題があると考えている。
	・大海崎堤防の開削と両堤防の開削幅を広くすることについての検討を明記すべき	・今後、取りうるべき幅広く効果的な水質保全対策の検討を進めるため、専門家の意見を取り入れながらモニタリングを強化し、これまで蓄積した水質、流動、底質等の調査結果等について、分析、評価にも取り組む。

3 今後のスケジュール

- 平成26年12月19日 環境審議会 審議
平成27年 1月 8日 環境審議会 答申
1月～ 関係市の意見聞き取り
2月～ 国との協議
3月 計画の告示

産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る追加調査等について

平成26年12月17日
循環型社会推進課

産業廃棄物管理型最終処分場（以下「最終処分場」）の整備において、（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」）が実施している福井水源地への影響調査について、その実施状況を報告する。

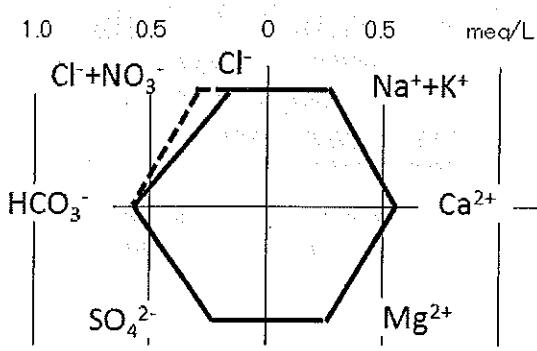
1 福井水源地影響調査の状況

センターは、福井水源地への影響を確認するため、最終処分場予定地直下を流れる地下水の流向把握に併せて、地下水の水質調査を実施している。

（1）水質調査方法

地下水の類似性を確認するため、今回実施したボーリング2地点（B-NO.1, B-NO.2）、一般廃棄物処分場観測井戸、福井水源地、近傍湧水地（小波上の泉）においてカルシウムイオンやマグネシウムイオンなど地下水の主要な8成分の分析を行い、ヘキサダイヤグラムを作成し検討を行う。

【ヘキサダイヤグラムを用いた水質調査】



- ・地下水等の水質の特徴を把握する手法で、水に溶け込んでいる各種のイオン濃度から、水質を分類・把握するもの。
- ・一般的に、同水脈の各地点におけるヘキサダイヤグラムは、同様の形状を示すと考えられる。

【ヘキサダイヤグラム】（左図参照）

- ・水に溶け込んでいる各種イオン濃度を水平軸にプロットし、各点を結んでできる六角形の形状。

（2）現在の調査状況

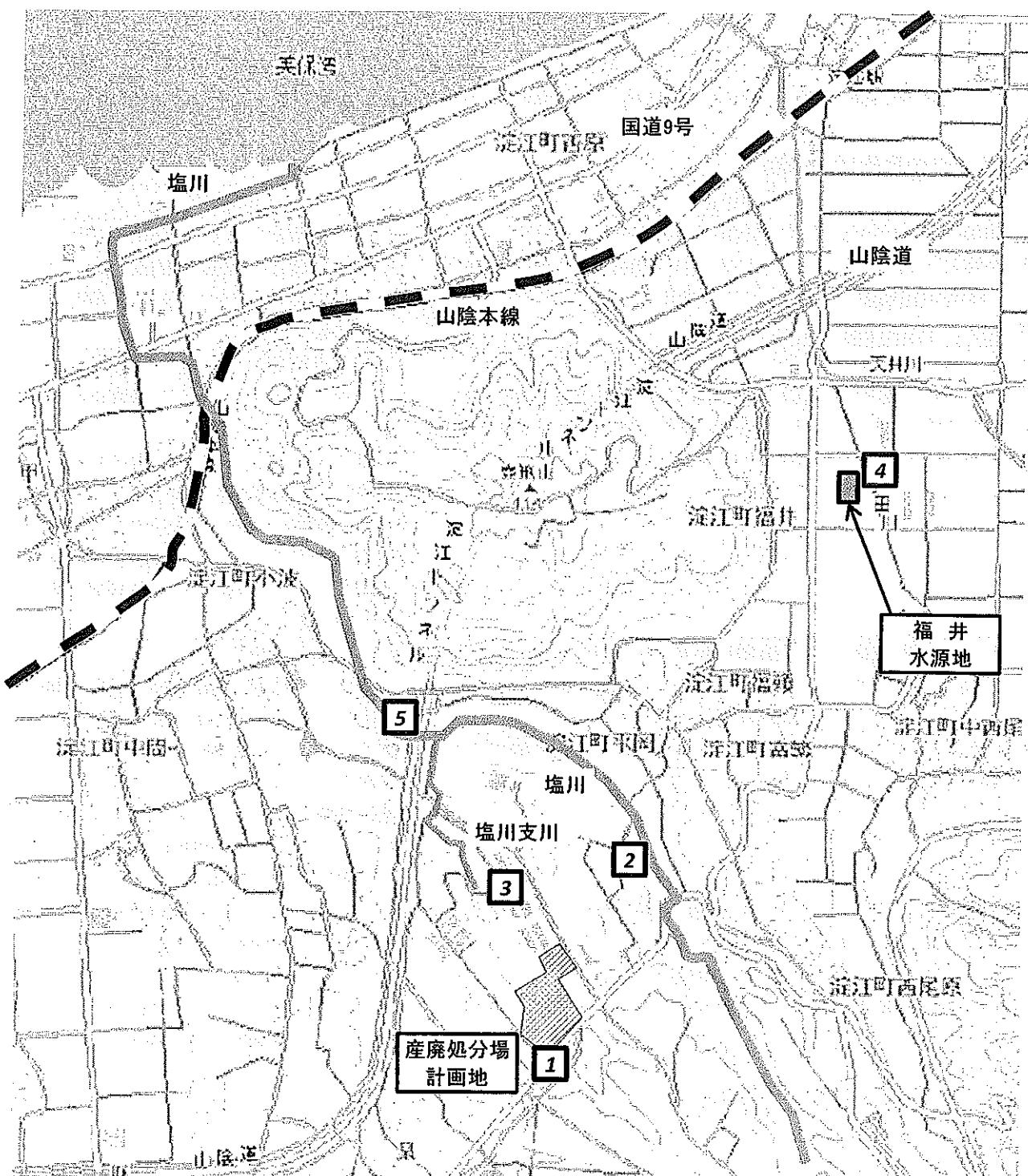
成分濃度 (mg/L)	[1] B-NO.1	[2] B-NO.2	[3] 一廃観測孔	[4] 福井水源地	[5] 小波上の泉
カルシウムイオン Ca ²⁺	8.3	9.2	10.0	15.6	15.6
マグネシウムイオン Mg ²⁺	3.8	3.8	5.3	8.6	8.4
カリウムイオン K ⁺	1.0	2.4	3.1	4.7	4.6
ナトリウムイオン Na ⁺	13.0	17.0	13.0	17.0	16.0
塩化物イオン Cl ⁻	15.0	15.0	14.0	27.0	20.0
硫酸イオン SO ₄ ²⁻	4.6	3.4	5.5	6.5	17.0
硝酸イオン NO ₃ ⁻	18.0	36.0	5.8	2.5	2.9
炭酸水素イオン HCO ₃ ⁻	44.0	33.0	62.0	100.0	83.0
特記事項 (各調査地点の比較)	・溶存物質量が少ない ・B-NO.1, B-NO.2は、硝酸イオン濃度が高い			・溶存物質量が多い ・炭酸水素イオン濃度が高い	

- ・今後、ヘキサダイヤグラムの作成など調査結果のとりまとめを行うとともに、専門家による福井水源地への影響について最終的な評価をして頂くよう調整を行っている。

2 今後の予定

今後、センターは福井水源地への影響調査の検討状況、調査結果及び今後の進め方等について地元自治会へ報告する予定。

福井水源地影響調査（水質調査）地点図



調査地点



福井水源影響調査(水質調査)地点

1 : ボーリングNO. 1
2 : ボーリングNO. 2
3 : 一廃処分場観測孔
4 : 福井水源地
5 : 近傍湧水地(小波上の泉)

世界ジオパークネットワークからの山陰海岸ジオパーク再認定通知について

平成26年12月17日

緑豊かな自然課

観光戦略課

世界ジオパークネットワーク（GGN）事務局から、12月4日付で山陰海岸ジオパークの世界再認定・エリア拡大の通知があり、今後4年以内に次の事項について取組を達成するようにとの勧告があった。

1 勧告の内容及び取組状況

勧告内容	取組状況
山陰海岸ジオパークでは住民参加が積極的に行われている。観光客にジオサイトの正しい地質学的解釈を伝達するために、地質学的知識やジオパークの理念を身に付けたガイドの育成が、今後の課題である。	<ul style="list-style-type: none">ガイド交流会やガイド研修会において、学術関係者から地質学的知識やジオパークの理念等について説明・研修を行っている。
世界ジオパークネットワークの一員として、山陰海岸ジオパークは、ますます外国人観光客を受け入れる準備を整えなければならない。ジオパーク関連就業者、特にガイドは外国語でのコミュニケーション能力を向上しなければならない。	<ul style="list-style-type: none">各府県市町等において、山陰海岸ジオパークのパンフレットや看板の多言語化に取り組んでいる。本県においては、エリア内の主要施設のWi-Fi機器整備を進めるとともに、アプリを活用した外国語ジオサイト案内の整備やタブレットを活用した外国語通訳システムの導入などを当初予算に向けて検討している。
山陰近畿自動車道と北近畿豊岡自動車道の延長が必要である。これによりジオパークエリアを訪れる観光客の数を増やすことができる。また、道路建設の中で、ジオサイトとして保護されるべき地質学的価値のある露頭が新たに発見される可能性もある。	<ul style="list-style-type: none">山陰近畿自動車道については、3府県が連携し、「山陰近畿自動車道整備推進協議会」を組織し、国への要望活動を進めるなど、県土整備部において整備促進のための取組を行っている。北近畿豊岡自動車道については、兵庫県において国への要望活動を進めるなど、整備促進の取組を進めている。
新しい拡大エリアでは、文化的・歴史的遺産がよく実証されている。長尾鼻、井出ヶ浜、浜村温泉でよく発達している板状節理や、地震活動や地殻活動の証拠について、もっと多くの地質遺産で解説パネルや施設を設置し、紹介する必要がある。	<ul style="list-style-type: none">拡大エリアにおいて、鳥取市と連携し、ジオパーク案内看板の整備、あおや郷土館へのジオパークコーナーの整備、散策モデルコースの設定等を推進し、ジオサイトの地質学的な価値等の紹介を進めている。
グローバルな GGN 活動への積極的な参加は、GGN メンバーにとって「必須」である。これには、貴ジオパークでの GGN の促進と可視性、他の GGN メンバーとの緊密な連携、GGN の会議や共通の活動への参加を含む。	<ul style="list-style-type: none">来年度 APGN（アジア太平洋ジオパークネットワーク）山陰海岸シンポジウムを開催するほか、今年カナダで開催された世界ジオパーク国際ユネスコ会議への参加やギリシアのレスボスジオパークとの姉妹提携など、GGN の活動に積極的に参加している。

2 今後の対応について

このたびの通知は、現地審査員から指摘されていた内容も含まれており、既に取組を始めたものもある。山陰海岸ジオパーク推進協議会において、学術関係者とも協議しながら対応を検討し、4年後の再認定審査に向けて、順次取組を進めていく。特に、外国人対応については来年9月にAPGN山陰海岸シンポジウムが開催され、多くの外国人の参加があることから、速やかに可能な対応を進めていきたい。

2014年12月4日

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11

山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局ジオパークチーム御中

ユネスコ生態・地球科学部自然科学局

貴ジオパークの再認定審査時の書類と関連報告書の審査の結果、GGN事務局は、2014年9月18日のカナダ・ストーンハンマージオパーク・セントジョンの事務局会議に於いて、山陰海岸世界ジオパークへさらに4年間GGN加盟メンバーとして継続を再認定することを決定した(いわゆるグリーンカード)。また、山陰海岸世界ジオパークの拡大が受理された。

どんな良い世界ジオパークにも改善の余地があるように、山陰海岸世界ジオパークにもその運営について4年以内に以下の活動を達成することを奨励する:

勧告

1. 山陰海岸ジオパークでは住民参加が積極的に行われている。観光客にジオサイトの正しい地質学的解釈を伝達するために、地質学的知識やジオパークの理念を身に付けたガイドの育成が、今後の課題である。
2. 世界ジオパークネットワークの一員として、山陰海岸ジオパークは、ますます外国人観光客を受け入れる準備を整えなければならない。ジオパーク関連就業者、特にガイドは外国語でのコミュニケーション能力を向上しなければならない。
3. 山陰近畿自動車道と北近畿豊岡自動車道の延長が必要である。これによりジオパークエリアを訪れる観光客の数を増やすことができる。また、道路建設の中で、ジオサイトとして保護されるべき地質学的価値のある露頭が新たに発見される可能性もある。
4. 新しい拡大エリアでは、文化的・歴史的遺産がよく実証されている。長尾鼻、井手ヶ浜、浜村温泉でよく発達している板状節理や、地震活動や地殻活動の証拠について、もっと多くの地質遺産で解説パネルや施設を設置し、紹介する必要がある。
5. グローバルなGGN活動への積極的な参加は、GGNメンバーにとって「必須」である。これには、貴ジオパークでのGGNの促進と可視性、他のGGNメンバーとの緊密な連携、GGNの会議や共通の活動への参加を含む。

山陰海岸世界ジオパークのGGNにおける継続的な参加は、新旧パートナーにとって共通の価値観、関心、または背景を共有する素晴らしい機会となる。国際的なパートナーシップは、このネットワークに参加する主な理由である。貴ジオパークのGGN活動への継続的な貢献を歓迎し、私たちの会議や、共通の出版物やウェブサイト、および他の大陸の世界ジオパークとのいろいろな交流に参加することを期待する。2年後の2016年9月にイギリス・リビエラ世界ジオパークで開催される第7回ジオパーク国際会議は、この交流の絶好の機会であり、貴ジオパークの参加を希望する。また2015年9月3~6日のフィンランド・ロクア世界ジオパークで開催されるEGN(ヨーロッパジオパークネットワーク)会議(<http://www.egnconference2015.com/>)と、2015年9月15~19日に山陰海岸世界ジオパークで開催されるAPGN会議についても予定しておいてほしい。

2014年9月、カナダの第6回ジオパーク国際会議に於いて、GGN総会は、任意団体としての世界ジオパークネットワークがNPO法人格をもつことについて全会一致で可決した。またGGN総会は、ユネスコ世界ジオパークに向けた運用ガイドライン(案)を承認し、さらに各世界ジオパークからの1,000ユーロ/年の負担金についても可決し、これによりユネスコの世界ジオパークのためのキャパシティ・ビルディングを支援するものとする。

実り多い協力が継続されることを期待する。

パトリック・マッキーバー

国際地球科学計画事務局

地球科学ならびに自然由来のハザードリスク軽減課長

関西広域連合「関西観光・文化振興計画」の見直しについて

平成26年12月17日
文 化 政 策 課
観 光 戰 略 課
緑 豊 か な 自 然 課

関西広域連合では、府県の枠組みを越え、関西を一つとして捉える国際観光・文化振興の戦略的取組の方向を明記した「関西観光・文化振興計画」を策定している（平成24年3月策定）。

現在、平成27年度からの次期計画を策定中で（計画期間：平成27年度～29年度）、これまでに関西広域連合委員会での議論、有識者会議からの意見聴取等を行いながら、その作業を進めている。

1 現行計画からの主な変更点

東京オリンピック・パラリンピック等の開催を、関西の魅力ある多様な観光・文化資源に触れてもらう絶好の機会として捉え、関西への訪日外国人旅行者数800万人等を目指す『2020年(フレフレ)関西！800万人作戦』を新たな目標に、国際観光・文化振興の新たなステージとして戦略的な取組方向を明記した。

(1) 新たな目標の設定

広域観光圏関西のブランド力、周遊力、滞在力をさらに高めていくため、①関西により多くの外国人観光客に訪れてもらう、②関西により長く滞在してもらう、③関西の文化に触れてもらう、ことで関西ファンの拡大を目指す『2020年(フレフレ)関西！800万人作戦』を新たな目標に設定した。

(2) 目標達成のための戦略

① KANSAIを世界に売り込む

- ・歴史・文化遺産などオリジナルの観光・文化資源を組み合わせた滞在日数等に応じたツアールートや他の観光圏からの外国人観光客を閑空アウトに誘導する広域ツアールートの確立 など

② 新しいインバウンド市場への対応

- ・外国人観光客に人気の高い産地グルメ、ショッピング、温泉、和のしつらえなどの積極的なPR、花見や紅葉、地域の祭りなど季節感溢れる関西の魅力をタイムリーに発信し、新たな誘客とリピーター化を図る
- ・国のクールジャパン事業と連携し、「和食」や「まんが・アニメ」「ファッショニ」など関西で体験できる関西クールジャパン事業を展開する
- ・瀬戸内海や琵琶湖などの船の周遊やレンタカーで移動して「山陰海岸ジオパーク」や「地質の道」、関西の「城」などを巡る新しい広域観光スタイルの確立 など

③ 的確なマーケティング戦略による誘客

- ・東アジアの国・地域にはリピーターが求める情報の発信、今後成長が期待できる東南アジア諸国には「身近に行ける関西」をアピールする など

④ 安心して楽しめるインフラ整備の充実

- ・Wi-Fi環境整備や観光案内標識、決済環境の整備、ムスリムへの対応 など
※ムスリム…イスラム教徒

⑤ 関西文化の魅力発信

- ・「人形浄瑠璃」「祭り」などの文化芸術資源をテーマでつなぐ「文化の道」事業を展開し、関西の魅力を発信する
- ・「関西文化.com」の多言語化や掲載情報の充実
- ・「関西文化の日」を通じた関西の文化に親しむ機会の充実 など

⑥ 東京オリンピック・パラリンピック等に向けて

- ・国とも連携した関西文化プログラムの実施、関西の歴史的周年事業をつなぎ発信する関西文化首都年事業の関西各地での実施 など

2 見直しに係るスケジュール

- ・関西観光・文化振興計画検討委員会による協議 (H26.8.11、H26.10.3)
- ・関西広域連合委員会での協議 (H26.11.30)
- ・パブリックコメントの実施 (H26.12.9～H27.1.5)
- ・関西広域連合委員会での最終改定案の協議 (H27.1)
- ・関西広域連合議会での議決及び確定 (H27.3)

鳥取市における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への対応結果について

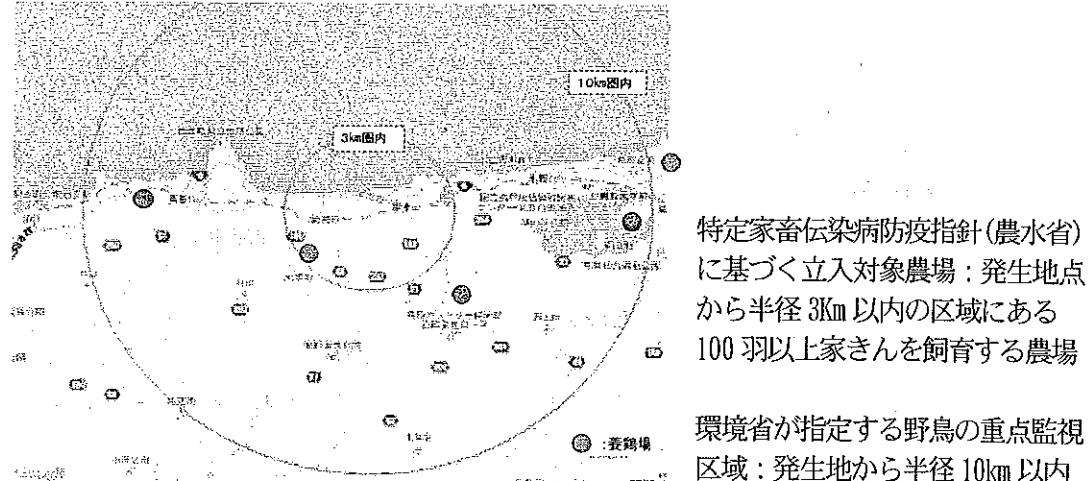
平成26年12月17日
生活環境部緑豊かな自然課
農林水産部農業振興戦略監畜産課

11月27日(木)に鳥取市で野鳥糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された件に関し、ホームページ等で県民へ注意喚起を呼びかけるとともに、野鳥の監視体制を強化しました。併せて、養鶏場関係者へ情報提供を行い各施設の状況を確認したところ、いずれも異常は認められていません。一方、全国各地で同様に高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出が相次いでいるため、引き続き監視体制を継続していくこととします。

1 主な経過

- ・11月26日(水)、鳥取市において鳥取大学農学部が独自に行った渡り鳥糞便調査(11月18日採取)により、カモ類糞便1検体から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出されたことを環境省に報告(糞便21検体のうち1検体から検出)。
- ・11月27日(木) 環境省が記者発表を行い、糞便採取地点の周辺10km圏内を環境省が野鳥監視重点区域に指定した。
- ・環境省が派遣した野鳥緊急調査チームが野鳥監視重点区域内で渡り鳥の飛来状況の調査を行ったが、野鳥の大量死などの異常は認められなかった。(調査期間 11/28(金)~11/30(日))

【位置図】



2 県の対応状況

11月27日(木) 環境省からの報告を受け、知事及び関係課などによる府内連絡会議を開催した。

(1) 野鳥対応

- ・11月27日(木) 鳥取県内全域において、野鳥の監視パトロールを強化した。(東部3班、中部2班、西部2班、日野1班の体制で実施) 主なパトロール箇所として、渡り鳥の飛来地である主要河川の河口付近、湖沼、餌場となる田園地帯などを重点的に巡回した。

(2) 家きん対応

- ・11月27日(木) 県内の100羽以上家きんを飼育する85農場に対し電話で情報提供及び異常の有無を確認したところ、全農場で異常はなかった。また、野鳥の糞便が採取された地点から半径10km以内の4養鶏場及び11km地点の1養鶏場(85農場の内数)を対象に立入検査を実施し、侵入防止対策等の状況の再点検を行い、全農場で対応済みであることを確認した。
- ・県内関係機関、学校、福祉施設等愛玩家きんの飼育施設に情報提供と注意喚起を実施した。
- ・12月5日(金)に県内の100羽以上家きんを飼育する85農場及び家きん飼養の小学校9校、高校1校の立入検査が全て終了し、侵入防止対策等の実施状況及び家きんに異常が無いことを確認した。

3. 今後の予定

- ・県による野鳥の監視パトロールは、現行の体制を当面継続して実施する。
- ・野鳥、家きん、愛玩鳥を含め、関係業者、県民への注意喚起を引き続き行っていく。

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

平成26年12月17日
砂丘事務所

今夏に発生した鳥取砂丘海岸での海難事故及び山陰海岸ジオパークの世界再認定を踏まえ、鳥取砂丘の国内外からの利用の増進に向けて基本理念や県の責務等を規定するとともに、遊泳を禁止行為に加えるなど、鳥取砂丘のイメージアップにつながるよう改正をすることとし、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

平成26年12月19日（金）から平成27年1月13日（火）まで

2 改正案の概要

(1) 鳥取砂丘は、世界ジオパークに認定され、その価値が世界中に認められており、県民が誇りと愛着を持つ本県を代表する自然観光資源としての魅力や価値を高めることを基本として、鳥取砂丘の利用の増進を図る。 【前文、基本理念（第3条）に追加】

(2) 県の施策の推進に当たっては、外国人等にも理解しやすいように言語、文化等の違いに配慮した表記の利用に努める。 【県の責務（第4条）に追加】

(3) 県は、鳥取砂丘の利用を増進するため、次に掲げる施策を関係機関と連携して実施する。

- ア 全国、世界に向けた鳥取砂丘の価値の発信
- イ 生物、歴史等の解説、スポーツその他の催し等による鳥取砂丘と触れ合う機会の創出
- ウ 地域の魅力向上のための砂丘利用者に対するサービスの改善及び向上

【利用の増進（第6条の2）を追加】

(4) 次の行為を禁止する。（罰則は適用しない。）

- ア 鳥取砂丘の地先海域において遊泳すること。
- イ 鳥取砂丘において、他人の上空を飛行し、又は模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせること。

【禁止行為（第10条）に追加】

(5) 知事は、現に鳥取砂丘で犯罪行為等をしている者があるときは、職員に中止を指示させる。

【中止等の指示（第11条）に追加】

3 今後の予定

平成27年1月13日 鳥取砂丘再生会議開催
〃 2月 2月県議会へ条例案付議
〃 4月 1日 施行

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

平成26年12月17日
くらしの安心推進課

食品営業施設の衛生管理の向上及び食品事故発生時の迅速な対応を図るため、鳥取県食品衛生法施行条例に新たに食品衛生管理手法であるHACCP（ハサップ）基準を設定するなどの改正をすることとし、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施する。

1 意見募集の期間

平成26年12月19日（金）から平成27年1月15日（木）まで

2 改正の概要

（1）HACCP基準の条例化（とっとり食の安全認定制度の条例化）

HACCPを事業者が取り組むべき制度として明確に位置付けるため、とっとり食の安全認定制度を食品衛生法施行条例に組み入れ、HACCP基準の設定、HACCP基準適合施設の認定を行う。

ア 食品事業者が実施すべき衛生措置を定めた管理運営基準に、HACCPの手法を用いて衛生管理を行う基準をHACCP基準として設定する。

イ 現行の管理運営基準は従来型基準とし、HACCP基準との選択制とする。

ウ HACCP基準を満たす施設は、HACCP基準適合施設として認定する。

HACCP（危害分析重要管理点）：食品の製造過程において、あらかじめ危害を分析し、その危害に対する対策を検討し管理基準を決める。これを継続的に監視・記録することで、食品の安全を確保する衛生管理手法。

（2）管理運営基準の強化

ア 苦情受理時の報告義務の新設

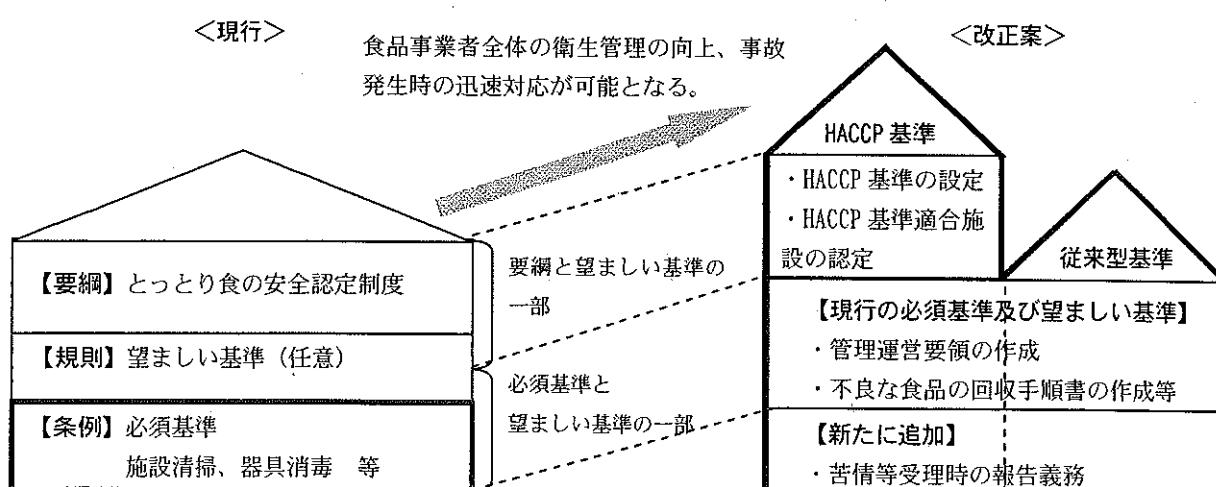
食品事業者が消費者等からの健康被害につながるおそれを否定できない苦情を受けた場合は、保健所へ速やかに報告することを義務付ける。

イ 望ましい基準の必須化等

現在実施することが望ましい（任意）基準のうち、管理運営要領の作成、不良食品の回収手順書の作成などを必須の基準とする。点検記録の保管等はHACCP基準に移行する。

（3）その他

条例の名称を「鳥取県食品衛生法の施行及び衛生管理の認定に関する条例」に変更する。



○HACCPに取り組む事業者を増やすことで、食中毒及び違反食品の減少につながる。

○基準を強化することで、事故の未然防止、事故発生時の事業者の迅速な対応が可能となる。

○現行の条例、規則、要綱は、改正後は条例に一本化する。

3 今後のスケジュール

平成27年2月 2月議会へ条例案付議
平成27年4月1日 施行

